黄檗僧　妙幢浄慧とその戒律論書について

藤谷厚生

黄檗僧である妙幢浄慧が生きた江戸初期は、我が国仏教界には四分律を中心とした僧制刷新の戒律復興の趨勢が起こり、特に真言律を中心とした西明寺・野中寺・神鳳寺の律の三僧坊が創設される。またさらに明国から隠元禅師の来朝によって新黄檗が開創されるとともに、大きな戒律思想の転機が見られたのであった。このような中で、妙幢律師はこの両者の流れを包摂する位置的立場にあり、独自の戒律論を提唱したのである。特に、その著『十善戒法論』は、その後の慈雲尊者に見られる十善戒を中心とした正法律運動の先駆として、尊者以前に十善戒を一般大衆に唱道した重要な典籍と言えるものであり、近世戒律思想の上では極めて重要な意味を持つものと考える。しかし残念ながら、この妙幢律師についての詳細な研究は、これまで殆ど見られず、その文学的著述からの論説が数点あるのみであって、仏教学や近世戒律思想研究の上からも、律師の戒律論については、全く言及されることはなかったのであった。本論では、特に近世戒律思想の展開の中で、妙幢律師の生涯の行跡や著述などを明確にするとともに、特にその戒律論書である『戒法随身記』と『十善戒法論』を資料として、それらの内容を分析検討することにより、律師の提唱した戒律論書の特性を明らかにしてみたい。（一）

キーワード：黄檗妙幢浄慧・近世戒律・戒法随身記・十善戒法論

妙幢浄慧の行跡と著述

妙幢浄慧（〜一七二五）は、大蔵経刊行を通して近世仏教復興を図った鉄眼禅師の門下の人であり、江戸前期に戒律復興運動を推進した黄檗宗の律僧である。妙幢律師は、その生涯において、当時としては極めて珍しい戒律論書である『戒法随身記』や『十善戒法論』などの書籍を著し、またその一方で『地蔵利生記』や『地蔵経和談鈔』などの多くの文学的著述を残すなど、戒律復興を提唱をする一方で、地蔵信仰を唱導した学匠でもあった。

しかし、この妙幢浄慧についての資料は少なく、僅かにその著『十善戒法論』（享和三年再版）第一巻巻頭に掲載されている浄土宗・東山専念寺の隆円が編著した「妙幢和尚略伝」（本稿末資料参照）があるのみである。また、律師にはその晩年である宝永四年から、遷化する前年の享保九年までに、自ら記した『儒釈雑記』（全七十二巻・写本）があり、これらを参照することによって、些かながらも律師の行跡が伺い得る。（二）その「妙幢和尚略伝」には、

> 臨済三十六世、妙幢禅師。諱は浄慧、いまだ氏族をしらず。江州の人なり、世々医をもて業とし、彦根侯につかふ。師、年二十四、頻りに浮世の無常に驚き、発心して、頓に妻子を厭捨し、宝山頂和尚を拝して、剃髪受戒せらる。鉄眼光和尚に随うて、楞厳、維摩、法華の三経

を研究し、年を経て省悟あり。かくて仏法の寿は、毘尼の存するにありとて、正明寺、寂門律師に依止して、もっぱら律儀を薫錬す。又出離の要路、浄土の一門に過ずとて、洛東忍激上人に謁して、本願念仏の要儀を聞けり。禅を宗とすといへども、学ひろく内外にいたり、あまねく諸宗に通達し、乗戒倶急にして、正法を任持す。真に末世の妙法幢といふべし。・・

とある。律師の生年世寿については不明であるが、先の資料などから推測するならば、恐らく慶安の頃（一六五〇年前後）に彦根に出生したものと考えられる。その家系は彦根藩井伊家に使えた医者の出と言われる。十五才前後に京都に遊学し、儒者・松永昌益に学び、二十四才の時、出家し黄檗宗・宝山和尚に受業し、後に鉄眼禅師に随従し勉学に勤しんだという。その後に志を扶律に転じて、黄檗の律匠である寂門律師を依止師として、専ら戒律を修学することとなった。

ここで、妙幢律師の法脈・戒脈をあげるならば、次のようになろう。(三)

［黄檗法系譜］

隠元隆琦┬龍渓性潜―寂門道律
　　└木庵性瑫―鉄眼道光
　　　└宝洲道聡―宝山最頂―妙幢浄慧

［近世真言律戒脈系譜］

（野中寺派）

明忍俊正―真空了阿―慈忍慧猛―洪善普摂―忍綱貞紀―慈雲忍瑞
　　└戒山慧堅―寂門道律―妙幢浄慧

ここで律師の師匠である宝山和尚、さらにその師・宝洲禅師は、形式的には木庵禅師よりの法脈嗣法となってはいるが、実は鉄眼禅師の高弟であり、鉄眼師の黄檗版大蔵経開版事業に参画した門人でもあった。特に、宝山最頂は慈眼院を開き、更に駿河白岩寺、豊運寺などを開創し、「法華の宝山」と称され、法華経によく精通した学僧でもあった。また、妙幢律師が依止した寂門道律（一六五一～一七三〇）は、近江正明寺などに住した黄檗の律僧で、龍渓性潜の高弟でもある。この師であった龍渓禅師は、もともと臨済宗妙心寺の住僧であり、明国から来朝した隠元禅師を妙心寺へ招聘しようと図った禅律推進派の律僧でもあった。さらに、寂門律師が依止し、菩薩戒を授けた戒山慧堅は、実はもと黄檗僧であり、鉄眼禅師の直弟子でもあった。戒山師は鉄眼師の仏教復興運動に大きく啓発され、志を戒律復興に転じて、当時鉄眼師に菩薩戒を授けるなど、持戒堅固の律僧として名高かった野中寺中興・慈忍慧猛律師の門下に転錫したのであった。この戒山師は後に『律苑僧宝伝』を著述し、南山律宗の僧風を大いに鼓吹せんと図った律僧であり、後に野中寺第三世となり、さらに龍山清規などを策定するなど、当時極めて厳然なる四方僧坊として、野中寺僧坊は隆盛することとなる。またこの事から、戒山律師の下には多くの律僧が参集することとなり、律師は浄土宗・霊潭性激の自誓受戒の証明師となり、この霊潭律師からは浄土律が起こったのである。さらに戒山師の高弟であった湛堂慧淑律師は、天台宗・霊空光謙の自誓受証明を行い、この霊空律師からは天台安楽律が興ることとなる。このように野中寺一派は、特にこの戒山律師を中心に、他宗にまで大きな戒律復興の流れを起こして行くのであり、後にこの一派から慈雲尊者が出て、正法律が興ることとなる。しかし、ここで分かるように、真言律・野中寺一派の戒律

復興運動の流れは、実は明忍律師に端を発しているものの、そこに黄檗の影響が相乗し大きな戒律復興の流れを生み出すこととなったのである。つまり、近世真言律の流れの中に、特に黄檗鉄眼禅師の仏教復興の影響が加わり、それが新たに他宗にまで僧風刷新・戒律復興の流れを起こし、波及していくということなった訳で、このことは近世戒律思想研究において極めて重視すべき点でもある。

さて、妙幢律師はこういった真言律の戒律復興と黄檗鉄眼禅師の仏教復興の双方の流れに身を投じることになる。特に律師は大衆への戒律遵守と地蔵信仰の唱道に心血を注ぎ、一連の著述をも出版刊行している。ここで律師の著述をあげるならば、次のようになろう。

［妙幢律師の著述］

・『懺悔通用』（貞享元年自序）
・『戒法随身記』（貞享四年刊）
・『延命地蔵菩薩（地蔵経）和談鈔』（貞享四年刊）
・『金剛経霊感録』（貞享五年跋）
・『地蔵菩薩利生記』（貞享五年刊）
・『地蔵菩薩利益集』（元禄四年刊）
・『古今舎利験論』（元禄四年跋）
・『盆供私記』（元禄十一年刊）
・『十善戒法論』（元禄十二年刊）
・『仏神感応録』（前巻・宝永七年刊、後巻・宝永八年刊）
・『地蔵菩薩懺願儀』（漢字本・和字本）
・『地蔵菩薩懺願儀秘記』（漢字本・和字本）
・『儒釈雑記』（写本・全七十二巻）

特に、戒律の唱導本としては、『戒法随身記』と『十善戒法論』の二本があげられるが、『延命地蔵菩薩和談鈔』など地蔵信仰に関する著述が多いのも重要であろう。律師の地蔵信仰について、「妙幢和尚略伝」には、

師、宿縁地蔵菩薩にふかく、余の菩薩に超過し給へる悲願を信じて、自行化他二利、皆な此薩埵に祈求し、しばしば感応を蒙る。すなはち自ら誓て曰、願くは我生々世々盡未来際、地蔵菩薩の眷属となりて、昇らばのぼり、降らばくだり、其大願の網をはり、かの弘誓の船に棹さゝんと。斯まで大悲の深く、弘願のあつきをもて、肉身の地蔵大菩薩なりとて、時人皆帰崇する事、草の風になびくがごとし。師、はじめ江州平坂村、箕山小松寺に住し・・・享保十年乙巳二月十四日、安詳として遷化し給ふ。いまだ世寿僧夏をしらず。・・

とあり、当時妙幢律師が自ら地蔵菩薩への深い信仰を持ち、律師自身が地蔵の化身として民衆の尊崇帰依を受けていたことがわかるのである。また律師は浄土宗の忍澂上人に相い謁えて、本願念仏の要義を聞いたと記されている。この忍澂上人は、神鳳寺第二世の快円律師から菩薩戒を受けるなど、極めて持戒堅固な僧であり、その影響はその弟子・霊潭律師、敬首律師をして、浄土律の流れを興さしめる律僧である。この忍澂上人と妙幢律師の交流も、実は地蔵信仰を通して起こったと推測され得る。

またその後、妙幢律師は近江小松寺、さらに駿州白岩寺などの住持を経て、彦根藩主井伊直興の帰依を受けるなどして、長寿院などにも住したのであった。最晩年には京都北野の不動院に転住し、享保十年（一七二五）二月十四日に遷化したとされ、世寿は不明とされる。以上のように、ここで諸資料をもとに律師の行跡をまとめれば、次の年譜のようになる。（四）

［妙幢律師年譜］

慶安頃（一六五〇年頃）・・江州（彦根）に出生、彦根藩井伊家に使えた医者の家系。
十五才頃・・・・京都に遊学。儒者・松永昌易に学ぶ。［儒釈雑記十八］
二四才（出家）・・宝山和尚に受業する。後、鉄眼禅師に随従する。
寛文元年（一六六一）・・・隠元禅師、宇治に黄檗山万福寺を開創。
寛文十年（一六七〇）・・・慈忍律師、河内に野中寺律僧坊を開創。
延宝六年（一六七八）・・・鉄眼禅師、黄檗版大蔵経を完成。
天和頃（一六八〇年頃）・・寂門律師に依止する。
・・法然院忍澂上人に本願念仏の要義を聞く。
貞享元年頃（一六八四）・・近江・小松寺に住す。
貞享三年（一六八六）・・・春、西海（薩摩）紀行。［儒釈雑記六九］
貞享四年（一六八七）・・・正月、『戒法随身記』（三巻）を刊行。
元禄一二年（一七〇〇）・・六月、『十善戒法論』（五巻五冊）を刊行。
元禄一三年（一七〇一）・・二月、生駒・真言律長命寺に入る。［儒釈雑記六九］
長命寺において十善戒の自誓受を行う。［儒釈雑記七一］
宝永八年頃（一七一一）・・この頃から、妙幢律師は彦根藩主・井伊直興から庇護。
正徳四年（一七一四）・・・駿河・白岩寺再興（妙幢は第三世）。
正徳五年（一七一五）・・・正月、井伊直興の命により、大洞長寿院に赴く。
［儒釈雑記六三］
享保二年（一七一七）・・・四月二十日、井伊直興病没（六三才）
享保十年（一七二五）・・・二月十四日、京都・北野不動院（柏野草庵）にて遷化。
（世寿不明）

妙幢律師の戒律論書

妙幢律師は、『戒法随身記』と『十善戒法論』の戒律論書を著している。『戒法随身記』三巻は、版元は京都錦小路新町・永田長兵衛であり、貞享四年（一六八七）正月に刊行されている。上巻が三帰章、中巻が五戒章、下巻が八斎戒章からなり、三帰戒・五戒・八斎戒についての詳述がそれぞれなされている。また『十善戒法論』全五巻は、初版は五冊本であるが、版元は京都神先宗八・小川源兵衛となっており、元禄十二年（一六九九）二月に発刊されている。また前に述べたように、この書籍は後に専念寺・隆円によって巻頭に「妙幢和尚略伝」が附され、上中下巻の三冊本として享和三年（一八〇三）に寺町三条下・著屋宗八版として再刊されている。このように、これら二本は、江戸後期まで増刷され市井に出回ることとなるが、和語（和文仮名交じり草書体版）に編集されて発刊されている点は、従来の戒律者の唱導本（専ら漢語）に見られない大衆唱導本となっており、この点は戒律の一般普及を狙ったものとして発刊されたものであり重要と言えよう。さて次に、それら両戒律論に述べられる内容的特性について述べてみたい。（五）

『戒法随身記』の戒律論

まず、『戒法随身記』上巻・三帰章（三帰章序）には、

孔子に云うこと有り。君子に三の畏れあり。天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る。小人は天命を知らずして、畏れざるなり。大人に狎れ、聖人の言を侮ると。余、熟々斯の文意を観るに、則ち我門の所謂三帰依に類せること有り。何となれば、彼れに天命を畏ると云うは、即ち是れ帰依仏なり。彼れに大人を畏ると云うは、即ち是れ帰依僧なり。彼れに聖人の言を畏ると云うは、寧ろ帰依法に非ずや。・・・是に於いて、僕僭踰の責を顧みず、略三宝の名義因縁を述べて、人をし

て其の必ず帰す可き崇ぶ可きの理在る有ること知らしむるのみ。其れ、之を和語に綴ることは、本と童蒙の為にすればなり。冀くは、博洽の君子、焉れを質さんことを。・・・

ここではこの論を和語（和文・日常語）に編集しているのは、童蒙（子供）のためであるとしているが、この点がこの書が従来の戒律者にみられない、戒律普及の一般唱道本となっていることは重要であろう。またここでは、論語に説かれる「三畏」を仏教の「三帰戒」に対照している。つまり、「帰依仏」を「天命を畏る」に、「帰依僧」を「大人を畏る」に、「帰依法」を「聖人の言を畏る」に対比して意義づけている。こういった儒教の倫理徳目を用いて論ずる箇所は、中巻「五戒章序」にも見られ、

夫れ天に五星あり、地に五岳あり。・・皆是れ五数をもつて成ず。・・故に儒は是の理をして、五常と説き、釈は其の源に達して五戒をあらはす。・・・・

と述べて、儒教の五常と仏教の五戒は相対するものであると説き、それによって五戒を説明し唱導しているのである。

（五戒と五常の相関）

殺生戒 ―― 仁　　偸盗戒 ―― 義　　邪淫戒 ―― 礼
妄語戒 ―― 信　　飲酒戒 ―― 智

このように儒教理念を肯定しながら、むしろそれに対応するものとして、仏教の戒律論（理念）を解釈位置づけ主張している点は、その特色と言えるであろう。また、上巻「一、三帰の名義の事」では、

夫れ、三帰戒といっぱ、仏道に入の初門にして、苦海をいづるの舟航なり。ここをもって優婆塞戒経にいはく、此の三帰依は乃しこれ一切無量の善法、乃至阿耨多羅三藐三菩提の根本なりといへり。故に諸宗大小これによらずということなし。・・

とあり、三帰戒は仏道の入門であって、すべての善法また悟りの根本であるとされ、さらに上巻「九、三帰を受に種々功徳ある事」では、

若し人ありて、よく仏に帰依しをはり、法に帰依しをはり、僧に帰依しをはり、乃至弾指する間も、能く十善戒を受けうけをはりて修行せん。・・若し又人ありて能く一日一夜八斎戒を持ちをはつて、説のごとく修行せん。うる処の功徳、まへの福徳に勝れる事、千倍万倍百千万倍にして、乃至かずたとへも及ぶことあたはざる処なり。・・

と、ここでは、三帰の功徳（不思議瑞祥・神通力・昇天・三悪道を免れるなどの徳性）が述べられ、更に十善戒・八斎戒を受ければ、功徳が相乗されることも説かれている。

また、上巻「一四、畜生等にも三帰十戒等を授べき事」では、

梵網経に云く、仏弟子たるものは、大慈悲心を起こすべし。若しは、一切の城邑舎宅に入て、一切の衆生を見ては唱えていふべし。汝等衆生ことごとく、三帰十戒をうくべし。牛馬猪羊の類を見ても、となへて云うべし。・・

とあり、大乗の衆生済度という観点に立てば、人間だけでなく畜生類（動物）にも授戒を勧めているのである。

さらに、上巻「一九、一帰をうくるといふの事」「二〇、三帰の守護神の事」「二一、三宝に背けば罪をうる事」などでは、三帰は三つ合して受戒するのが正当であり、分受は不当で不可とされる。その上、三帰を受持する者は法護神の守護が得られ、逆に三帰（三宝）に違背すれば、三悪道に墜ちるなどの特色も述べられている。また、中巻「九、五戒の功徳の事」では、

凡そ五戒の功徳あげてのべがたし。大集経には一戒に十種の功徳をあらわせり。・・・たとひ五戒をたもつとも、人天の果をもとむべからず。菩薩の心に住して、近くは浄土の華報を得、遠くは仏身の果満をえんと発願回向すべし。或は信心増上せば、大心をおこして、菩薩戒をうくべし。・・

とあり、ここでは五戒受持の功徳として、死後に人天に生まれるという功徳を求めるのではなく、むしろ今世に浄土の華報を自覚し（現世的功徳）、さらに仏果（成仏）を願い求めることが説かれ、五戒より更なる菩薩戒の受戒も勧められている。またここに見られる現世的浄土観は、所謂黄檗宗的な唯心浄土観と言うべきものであると言えよう。さらに、中巻「一一、禅宗、戒を守べき事」では

或曰く、禅宗は見性をもととす。あに戒にかかはるべけんや。戒をうくるは、却て縛せらるるにあらずや。こたへて云く、しからず。蓋し夫れ戒定慧の三学は、仏祖の通教にして、大小乗これによらずといふ事なし。・・・智旭の梵室偶談に云く、古の参禅の人は、増上の要行なり。今の参禅のものは、戒をすつるの別名、教をそしるの途轍なりといへり。誠につつしむべし。

と述べ、三学は仏教の基本であり、禅宗も戒を本として定慧へと進むべきであると説かれている。特に明の智旭の説をここで引用している点は興味深いところでもある。また「一二、浄土宗、戒を持べきの事」では、

問て云く、念仏の行者、戒を持つは、雑行にあらずや。答えなん、それ雑行ならん。・・・本願を信ずるものは、破戒をかへり見るべからずというの儀は、是れ附仏法の外道、外に求むべからず。近来、念仏の天魔、競い来たりて、かくのごときの誑言をいだす。・・・善導大師の観念法門に云く、浄土に生ぜんとおもはば、ただすべからく戒を持て念仏すべし。戒行専精なれば、諸仏讃したまふとのたまへり。・・・然るに末代辺見の輩、誤つて雑行なりといひあへり。戒、若し雑行ならば、法然なんぞ、末期にをよべる重衡惟盛等に戒を授けたまはんや。其の身は乃し洛陽吉水に住して、広く戒を授けたまへりと伝記に見えたり。・・

と述べ、戒は決して雑行ではなく、往生の助業であると力説され、善導大師や法然上人の例を出して、持戒念仏の正当性を主張しているのである。

さらに、下巻・八斎戒章の「八斎戒章・序」では、

夫れ、八斎戒の利益、大なる哉。いかんとなれば、涅槃経に説きたまへる。・・・一日一夜八斎戒をうく。・・・誠に悪人滅罪の神術、下根相応の良薬なり。・・斎戒をうること一日一夜の功徳すぐれたり。斎戒は人をして出世の道を得せしむ・・・惜しい哉。傷しい哉。ここに仏説斎経、及び六斎精進功徳経等、近くは興正菩薩の八斎戒作法の類、幸いに世に伝はれり。・・・これよりして進まば、遠くは仏説の奥義を極め、近くは興正の流れに漱がん事、此の処なしといふべからず。然ば則ち小補なきにもあらず。請ふ、和字なるをもって軽忽にすることなかれ。涅槃経に云く、法に依て人によらざれ、義に依て語によらざれと。それ、これと思へよや。因てこれを序とす。

と述べ、八斎戒を受持することは、出世道に向かうという功徳があると主張している。またここでは、真言律の祖である興正菩薩が曾て八斎戒を説いたことも高く評価している。さらに、「一、八斎戒の功徳の事」には、

興正菩薩の八斎戒の文に云く、夫れ地獄餓鬼畜生の報をうくる事は、罪をつくるの軽重により、浄土人天の生をうるは、偏に戒の浅深に答たり。・・就中此の八斎戒は持つ間、わづかに一日一夜の短き程なれ

ども、無量無辺の利益、説き尽くすべからずといへり。・・・涅槃経の偈に云く、若し無上道の為に一日一夜の中、八斎の法を受け持てば、即ち不動国に生ずといへり。・・観経に云く、若し一日一夜、八斎戒をうくれば・・・戒香薫修す。かくのごときの行者は、命をはらんとする時、阿みだ仏、諸の眷属と金色の光を放つて、宝蓮華を持し、行者の前にいたりたまふを見る。・・・

と述べられ、八斎戒を守ることにより、五逆罪を除く一切の罪が消滅することや、不動国に往生することができ、さらに臨終に際しては、阿弥陀仏の来迎があるなど、八斎戒の功徳が力説されている。さらに「一一、八斎戒従他の威儀の事」「一二、同じく自誓の作法の事」などには、八斎戒に従他持戒法があり、戒師無き時は自誓受戒法があることも詳述されているのである。

『十善戒法論』の戒律論

さて、次に『十善戒法論』を見るならば、第一巻「十善戒法論序」（全文）には、

余、曾て世人をして、三帰五戒八斎戒の功徳因縁を知らしめんとして、戒法随身記を撰す。その後、十善戒書を輯めよと請う者有り。而れども、東漂西泊、露宿風餐、徒に歳月を消磨し来て、未だ毫を揮るうに暇つくことなし。茲歳、錫を閑僻に憩いて、脩竹林間に暫く幻軀を寓す。坐臥の暇、粗、見聞の及ぶ所を記して、以て前来の需めに応ず。所謂、君子は行を其の言より先にして、後に之に従うといへり。然るに、吾れ唯だ浮嚢の穿有て、更に襪線の徳無し。豈に敢て、自ら以て其の言を行ふ者に為らんや。謂つ可し、学びがてらにせんと願ふの者なりと。且つ夫れ今世に積学明律の人有り。而るに又、譲ること能わずして、漫りに之を述ることは、僭上越序の責、実に遯るる所無し。然れども、事偶已むを得ずして、率に先ず其の関鍵を開かん。之の故に、和字に綴て、以て世人をして其の入路を知らしめん。若し、外に彼の堂奥に導く者あらば、乃ち其の人を俟つのみ。沙門　妙幢浄慧　謹題

皆に　元禄十二己卯暦　仏涅槃日

とあり、前の『戒法随身記』のように、この論書が和字に編集して、十善戒を一般大衆に唱導するために刊行されたという、律師の編集意図がここに明確に述べられている。

また、その第一巻「三、十善十悪の異名の事」には、

方広十輪経第七に十善を十種輪とす。いわゆる、いかんが菩薩摩訶薩の十種輪と名く。いわゆる十善これなり。ぼさつこの十輪を成就するがゆへに、乃しよく一切衆生を成就すといへり。・・

とあり、さらにその「七、菩薩十善戒を自他化他とし給う事」にも、

十輪経に、十善業道は、すなはち菩薩の十輪と称し、又肇法師のいわゆる十善は菩薩戒なりといひ、・・・

とあり、菩薩が自ら十輪（十善）を遵守して、十善によって衆生を導くという菩薩の十輪思想がここに述べられている。ここでの十輪経とは、『大方広十輪経』（別訳『大乗大集地蔵十輪経』）のことである。そこには、末世に地蔵菩薩が十善を以て衆生を救済することが説かれている。妙幢律師が十善戒を唱導する背景には、実は地蔵信仰が大きく影響している点は重要と言える。さらに、十善戒は菩薩戒であり、それを初めて述べたのは羅什門下の僧肇であると主張するなど、江戸中期の慈雲尊者に先駆けて、十善を菩薩戒と提唱していることは、興味深いところである。

また、第一巻「四、十善戒に飲酒有か無かの弁の事」では、

仏、総相に十善六波羅蜜を説く。十善を総相戒とす。別相には無量の

戒あり。不飲酒と、中を過ぎて食せざるとは、不貪の中に入る。杖を衆生に加へざる等は、不瞋の中に摂し入るといへり。・・・

と述べ、十善戒は八斎戒を包摂した戒であるから、不飲酒戒は守られるべきものであり、不飲酒戒は、十善戒の不貪欲戒に含まれているとしている。さらに十善戒は、総相戒であるから、理戒としては一切の戒を包摂しているとも判じている。またその「二一、十善戒、天に生ずる文の事」では、

十善を持てば、天に生ずるといふの文は、華厳経に十善業道は、これ人天乃至有頂天に生をうくるの因なりといへり。超日月三昧経に、五戒は人となり。十善は天に生ず。・・

とあり、五戒を守る者は人として生まれ、十善を受持する者は天に生まれることなども、その功徳として力説されている。

さらに、「一三、十善戒、最も政道に益ある古来の論の事」では、

従義法師いへる事あり。よく五常を行ひ五戒を持つときは、すなわち人のみちをうしなはじと。故に尭舜禹湯は五常をもって天下をおさめ、仲尼軻雄はこれを祖述して、君臣父子・夫婦・正し。それ人王は五常を以て世をおさめ、法王は五戒をもって物を化す。不殺は、すなわち仁なり。不盗は、即ち義なり。不邪婬は、すなはち礼なり。不妄語は、すなはち信なり。不飲酒は、すなはち智なり。このゆへに、五常と五戒、名は異なれども義はおなじ。世の君子、仏の道は天下に益なきものといへり。あに、それしらんや。・・・

と述べ、ここでは、五戒・十善が儒教倫理に相応し、仏教の十善戒を説き普及せしむることは、治世においても十分に益があると説かれる。特に、ここで宋代天台山外派の従義法師の言葉を用いて、五常や五戒を遵守することが「人の道」であると説く点は、後の十善戒遵守を「人となる道」と提唱する慈雲尊者の思想を彷彿させ、とても興味深いところである。また、第二巻「三、儒道も善に極り往々に十善の義を説事」では、

朱晦庵のいはく、機微のあいだ、善なるものは、便ちこれ天理。悪なるものは、すなはち是れ人の欲。わずかにかくのごときことをおぼえば、便ち其の善を存し、その悪をさって可なりと。（学的にもこれを引）しかればすなはち、十善は天理にして、十悪は人欲にあらずや。十善を存じ、十悪をさる事、あにそれしからずといはんや。孔子曰く、善を見ては及ばざるがごとくし。不善を見ることは、湯をさぐるがごとくすとうんぬん。・・

と述べて、儒教でも孟子のように性善説を説き善を重要視し、孔子も善の道を勧めているのであり、まさに「十善は天理」でもあり、儒教で説く善と十善は義として同じであると力説している。さらに第二巻「五、十善を正法とする経文の事」では、

・・所説の正法をきいて歓喜信受すといえへるがごとき、これ又十善道をもって正法とす。仏法修行の人、あに邪正を択ぶ眼をひらかざらんや。・・・

と述べ、十善は仏教の正法であると、諸経の引証を挙げて主張している。このように十善を正法と提唱する立場は、まさに後の慈雲尊者の十善・正法律を想起させるものであり、この妙幢律師の『十善戒法論』による十善戒唱導は、慈雲尊者の正法律思想の先駆として、極めて重要な意義を持つものと考えられる。また、第五巻「一五、十善戒自誓受の法の事」では、

法苑珠林（一百六十善の部にいづ）に、自ら十善戒を受くる法を明かすに云く。もし出家の人の対し、うくべきなき時に、其の斎日にをいて、仏像の前にむかって、至誠にさんげしをはって、自ら善願をおこすべし。要期してうけて云く。我某甲（自ら名をとなふべし）帰依仏。

帰依法。帰依僧。（三度となへて）又、帰依仏竟。帰依法竟。帰依僧竟。（・・・三度となふべし）次に、十善戒を受くべし。我某甲（自ら名をとなふべし）尽形寿。（一生なり。あるひは一日一夜、一時一念、但し尽未来際各心にまかすべし）一切有情の上にをいて凡聖をえらはじ。大慈悲心を行じ、乃し菩提にいたるまで、殺生心を起さじ、乃至邪見を起さじ。（かくのごとく三反いふべし）我某甲、尽形寿、一切の有情の上にをいて、凡聖をえらはじ。大慈悲心を行じ、乃し菩提にいたるまで、殺生心を起さずし竟れり。乃至邪見を起こさじし竟れりと。（これ又三反いうべし）かくのごとくうけおわつて、心に決し、戒相を思惟し、一々明らかに記憶して、かたく犯ずる事なかるべし。

と述べて、十善戒自誓受戒法は、『法苑珠林』に明かされ、これを和文として平易に説明し、その作法を詳述し、一般大衆に十善戒の自誓受戒を勧めている点などは、戒律普及をより一般的に推進しようとする例として極めて重要であり、また律師の戒律論の特徴とも言えるであろう。(六)

まとめ

以上のように、妙幢浄慧は当時の黄檗鉄眼禅師の仏教復興運動の影響を受けつつ、また真言律における近世戒律復興の気運の中で、独自の戒律論を提唱したのである。つまり妙幢律師は多くの諸経典からの引用を用いながら、三帰、五戒、八斎戒、十善戒などの受戒の功徳、効用を一般人にも分かり易く、しかも平易な草書仮名交じりの日常文で編集刊行することによって、仏教の戒律を一般大衆に普及せしめようとしたのである。それ故、本論で述べた『戒法随身記』と『十善戒法論』は、当時としては画期的な戒律唱導本であったと言えよう。また、妙幢律師が当時の社会通念であった儒教的理念を批判することなく、大いにそれを肯定参照し、むしろ儒教の理念に相応するものとして、仏教の戒律を解釈意義づけ、さらに諸戒各々の自誓受戒法をも分かり易く説き、大衆に戒律受持の具体的実践を勧誘している点は極めて重要と言える。特にその著『十善戒法論』では、十善戒を詳細に解説し、十善戒は正法であり、大乗の根本の戒、また菩薩戒でもあるとして、明確に十善戒遵守の重要性を論じている。この点は、近世戒律復興の流れの中で、その後に見られる慈雲尊者による十善戒唱道・正法律運動の正にその先駆をなすものとして位置づけられ、大きく評価されるべきものであろうと考える。またこのように江戸前期に十善戒などの持戒遵守の唱導が、黄檗僧である妙幢律師によって初めてなされたことは、近世戒律思想の展開の上で極めて重要であり特筆に値するものと言えよう。

［尚、本稿末に「妙幢和尚略伝」の書き下し全文と『戒法随身記』ならびに『十善戒法論』の目次を資料として附した。］

註

(一)妙幢律師についての論文としては、「妙幢浄慧―詩のわかれ―」西田耕三（『江戸時代文学誌』第八号・平成三年一二月所載）、「浄慧と近世地蔵説話集―『延命地蔵菩薩経直談鈔』の背景―」渡浩一（『説話文学研究』第二二号・昭和六三年六月所載）など、妙幢律師の近世文学からの研究としては、これらの論説が二、三あるのみであり、近世戒律思想研究からはこれまで全く知られていない。また、それらは西田耕三著『近世の僧と文学』（ぺりかん社・二〇一〇年二月）として内容的にまとめられて刊行されている。また近世戒律思想の展開については、拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」（四

天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号・二〇〇四年三月所載）を参照。

（二）『儒釈雑記』（写本・全七十二巻）は宝永四年から享保九年までの記事が含まれており、内容は和漢古今の詩書を中心とし、儒教・仏教の書籍からの抜き書きと、それに対する妙幢律師の感想などの雑記である。前掲「妙幢浄慧―詩のわかれ―」西田耕三著など参照。

（三）前掲「妙幢浄慧―詩のわかれ―」西田耕三著、本稿末［資料一］「妙幢和尚略伝」など参照。また黄檗法系譜については、『黄檗文化人名辞典』（思文格出版・一九八八年刊）を、近世真言律戒脈系譜については、拙論「江戸時代における仏教倫理としての十善戒について」（日本仏教学会年報第七四号・平成二一年七月所載）を参照。

（四）「妙幢律師の著述」と「妙幢律師年譜」については、前掲「妙幢浄慧―詩のわかれ―」西田耕三著、「妙幢和尚略伝」など参照。また年譜中に、［儒釈雑記］とあるのは、その内容所載の巻数を示している。

（五）以下にあげる本文引用文については、四天王寺大学図書館所蔵の『戒法随身記』（三巻）・『十善戒法論』（三冊本）などを参照。また、本稿末［資料二］の両論目次等参照。

（六）当時の十善戒思想の展開については、前掲拙論「江戸時代における仏教倫理としての十善戒について」を参照。

〈資料文献翻刻〉

［資料一］

妙幢和尚略伝

臨済三十六世、妙幢禅師。諱は浄慧、いまだ氏族をしらず。江州の人なり、世々医をもて業とし、彦根侯につかふ。師、年二十四、頻りに浮世の無常に驚き、発心して、頓に妻子を厭捨し、宝山頂和尚を拝して、剃髪受戒せらる。鉄眼光和尚に随うて、楞厳、維摩、法華の三経を研究し、年を経て省悟あり。かくて仏法の寿は、毘尼の存するにありとて、正明寺、寂門律師に依止して、もっぱら律儀を薫錬す。又出離の要路、浄土の一門に過ずとて、洛東忍激上人に謁して、本願念仏の要儀を聞けり。禅を宗とすといへども、学ひろく内外にいたり、あまねく諸宗に通達し、乗戒倶急にして、正法を任持す。真に末世の妙法幢といふべし。師、宿縁地蔵菩薩にふかく、余の菩薩に超過し給へる悲願を信じて、自行化他二利、皆 此薩埵に祈求し、しばしば感応を蒙る。すなはち自ら誓て曰、願くは我生々世々盡未来際、地蔵菩薩の眷属となりて、昇らばのぼり、降らばくだり、其大願の網をはり、かの弘誓の船に棹さゝんと。斯まで大悲の深く、弘願のあつきをもて、肉身の地蔵大菩薩なりとて、時人皆帰崇する事、草の風になびくがごとし。師、はじめ江州平坂村、箕山小松寺に住し、つぎに彦根大洞、奥嶋延命寺、又駿州島田、都智山白岩寺に寓居す。いたるところ弘法度生、これ日もたらずとす。化益も とも多く、感験いちじるしかりき。晩年洛西北野、不動院に住し、戸を閉て精修す。自ら華厳塔、ならびに寿塔を造立し。終焉のおもひあり。享保十年乙巳二月十四日、安詳として遷化し給ふ。いまだ世寿僧夏をしらず。洛北鷹峯、仙岩嵩和尚、師の遺徳を仰慕し、かの石塔二基と、遺骨をあはせて、浄明庵の山上にうつさる。近来また虎渓和尚、江州の志誠心和尚を勧諭し、洛北よりかの二塔、ならびに遺骨を請じて、小松寺に改葬せられしとなん。師生平、著述、地蔵利生記、利益集、地蔵経和談鈔、戒法随身記、十善戒法論、仏神感応録、古今舎利験論、等、上木現行す。また地蔵菩薩儀願儀、同秘記、漢字、和字、二本共に、師の翻刻せらるゝところなり。予が考妣、もとより深く、地蔵菩薩を信仰し給ひしかば、予にもいとけなきより、教て念ぜしめらる。これによりて、師著述の利生記、利益集、随身記等をよみて、ふかくその護法為人の志に服せり。しかれども、いまだその行履をつばらにせざりしが、いにし、天明四年甲辰秋九月七日、たまたま鷹峯に遊びて、師の遺塔を拝し、その入滅の年月忌日を知れり。後また或人より、師の行実を聞て、記得せること、かくのごとし。今年書林松月堂、向松館のぬし、十善戒法論の版を得て、ふたたび世に弘通せんと欲つす。予感喜のあまり、師の略伝

をしるして、その願心を不朽につたえんと、はかるのみ。

享和三年癸亥十一月八日洛東専念沙門隆円謹記

［資料二］

『戒法随身記』目次

（上巻・三帰章）①三帰の名義の事　②仏の字註釈の事　③法の字意義の事　④僧の字訓釈の事　⑤仏を礼拝するに七種の次第ある事　⑥法をば敬べき事　⑦僧をば軽しむべからざる事　⑧仏法前後の了簡の事　⑨三帰を受に種々功徳ある事　⑩三帰を受法の事　⑪三帰に五種の義ある事　⑫三帰に一切の法をおさめつくす事　⑬懐妊の女人必ず三帰をうくべき事　⑭畜生等にも三帰十戒等を授べき事　⑮乞食に三帰斎戒等を授べき事　⑯人の為に代て三帰を受に成不成の事　⑰三帰を唱ふるに正しかるべき事　⑱三帰の優婆塞の事　⑲一帰をうくるといふの事　⑳三帰の守護神の事　㉑三宝に背けば罪をうる事　（付録）五辛の名義の事

（中巻・五戒章）①殺生戒の事　②偸盗戒の事　③邪淫戒の事　④妄語戒の事　⑤飲酒戒の事　⑥五戒を持ものには二十五の守護神ある事　⑦分受の差別ある事　⑧戒を受てはかたくこれを守るべき事　⑨五戒の功徳の事　⑩業罪制罪の了簡の事　⑪禅宗、戒を守べき事　⑫浄土宗、戒を持べきの事　⑬破戒無戒の往生の事

（下巻・八斎戒章）①八斎戒の功徳の事　②殺生戒の事　③偸盗戒の事　④不婬戒の事　⑤妄語戒の事　⑥飲酒戒の事　⑦不坐高広大床戒の事　⑧不着華鬘香衣等の戒の事　⑨不非時食戒の事　⑩持斎に三段の心得ある事　⑪八斎戒従他の威儀の事　⑫同じく自誓の作法の事　⑬五戒八戒勝劣の事　⑭受戒の前の悪意楽の事　⑮戒を受けんとほつする貴人心得の事　⑯受戒の日、意楽をつつしむべき事　⑰受戒の夜、臥すに了簡ある事　⑱斎戒を持つ日ごとにうくるとうけざるとの二説ある事　⑲少食と斎の間の心得の事　⑳少食の因縁の事　㉑朝粥を食する時分の事　㉒時節はやく斎をなしたるには功徳ある事　㉓斎の後、わきまふべき事　㉔非時にのむべきものの事　㉕石蜜の弁の事　㉖斎戒をうけし日の心持の事　㉗禅宗、持斎の例を引く事　㉘浄土宗、持斎の証拠をあぐる事　㉙非時食の事　㉚六斎日の因縁の事　㉛六斎日の事　㉜十斎日の事　㉝八王日の事　㉞三長斎の事

『十善戒法論』目次

（巻第一）①十悪の名目並に仏法世法共に禁むべき事　②十悪の名目法経異説の事　③十善十悪の異名の事　④十善戒に飲酒有か無かの弁の事　⑤十善に止善作善の分ある事　⑥十善戒を輪王の戒と称ずる事　⑦菩薩十善戒を自行化他とし給ふ事　⑧十善を戒波羅密と称ずる文証の事　⑨三世の諸仏十善戒をすゝめ給ふ事　⑩十善戒声聞縁覚菩薩如来に通ずる事　⑪十善戒天に生ずる文の事　⑫五戒を人とし、十善を天とするは、一往なる事　⑬十善戒最も政道に益ある古来の論の事

（巻第二）①十善、国豊に穀成し、災難退事　②天地鬼神も十善戒に与する事　③儒道も善に極り往々に十善の義を説事　④儒にも亦輪廻因果の説ある事　⑤十善を正法とする経文の事　⑥十善戒を以自行化他とする人を智者とし、善知識とする文証の事　⑦十悪の苦果、十善の楽報をとく経証の事　⑧十善を行じて、弥勒菩薩の名を念ずれば、兜率天に生ずる事　⑨十悪は短命を得十善は長命の因なる事　⑩十善を持て日天王となる事　⑪十善戒如来の清浄身をえる事　⑫十善戒ハ広長舌の因なる事　⑬十善戒ハ変成男子の法なる事　⑭十善戒ハ大乗の本なる事付タリ戒を大乗瓔珞とする事　⑮摩耶夫人懐胎の時斎戒十善を持給ふ事　⑯竜神三帰、五戒、十善戒を受し因縁の事

（巻第三）①浄土を願ふ人十善を持べき事　②参禅学道の人十善を持べき事　③道共戒、定共戒、別解脱戒の事　④学般若の菩薩、最十善を持べき事　⑤円頓の行者最十善を持べき事　⑥華厳に三乗及一乗の十善を説事　⑦真言の行者十善を持べき事　⑧十善戒一切器をえらばず遍衆生にすゝむべき事

（巻第四）①不殺生戒　②不偸盗戒　③不邪淫戒　④不妄語戒　⑤不両舌戒　⑥不悪語戒　⑦不綺語戒　⑧不貪欲戒　⑨不瞋恚戒　⑩不邪見戒

（巻第五）①十悪業報に総じて重中軽の三段を立事　②別して十悪の中の一悪に各三品を分事　③三毒に各上中下の三段ある事　④十善にも三品を分て三善道に配する事付たり禅定を兼ば空居天に生ずる事　⑤有漏の十善、三界に約して三品を分事　⑥無漏に約して三品ある事　⑦十善戒持多少に由三品を分事　⑧律儀戒に三品を分例の事　⑨受者の意楽に因三品を分事　⑩十善を持に期限に約して三品を分事　⑪十悪業の中別して重を挙事　⑫十善道、戒と、守護とを分事　⑬十悪を犯ずる人は懺悔の法を修して十善を受持すべき事　⑭十善戒を受持せんとならば先意楽を定べき事　⑮十善戒自誓受の法の事　⑯十善を受持するには菩提心を本とすべき事　⑰十善戒廻向の事　⑱十善戒、専流布を冀事